

Ⅱ.道路の種類

1.道路とは

(1) 道路法上の道路

道路法

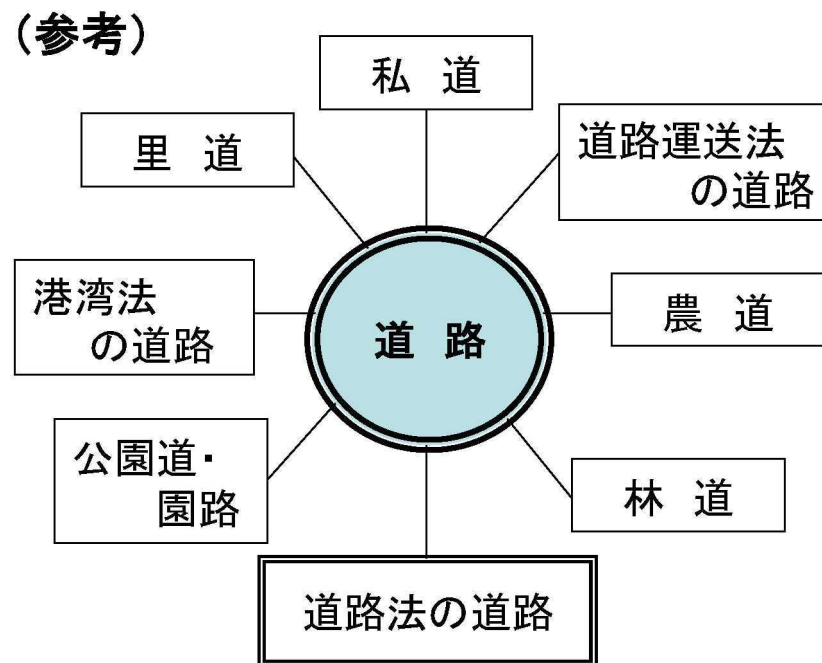
第二条 この法律において「道路」とは、
一般交通の用に供する道で次条各号
に掲げるものをいう。

第三条 道路の種類

- ① 高速自動車国道
- ② 一般国道
- ③ 都道府県道
- ④ 市町村道



名神高速 一宮IC



【一般国道イメージ】



一般国道20号

1. 道路とは

(2) 道路法で定める道路

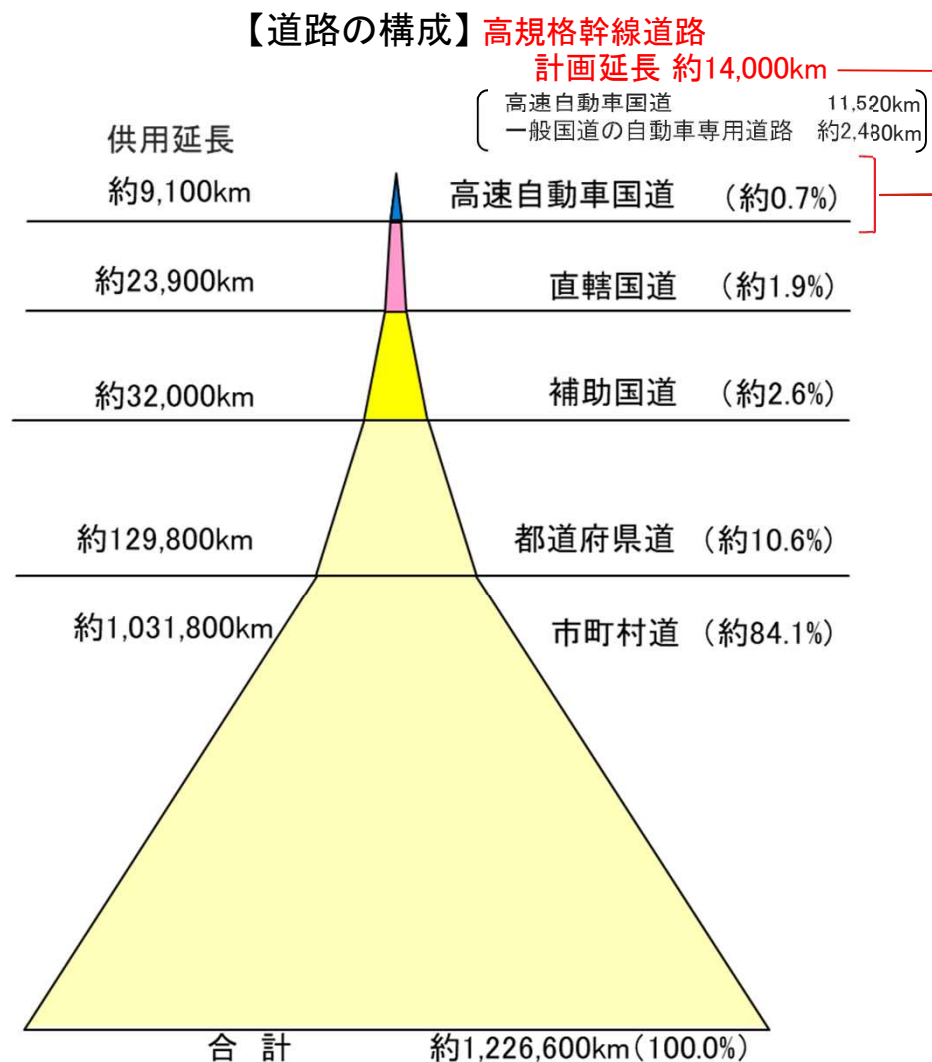
道路の種類		定義	道路管理者	費用負担
高速自動車国道		全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡する道路その他国の利害に特に重大な関係を有する道路 【高速自動車国道法第4条】	国土交通大臣	高速道路会社 (国、都道府県(政令市))
一般国道	直轄国道 (指定区間)	高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路 【道路法第5条】	国土交通大臣	国 都道府県(政令市)
	補助国道 (指定区間外)		都道府県(政令市)	国 都道府県(政令市)
都道府県道		地方的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路 【道路法第7条】	都道府県(政令市)	都道府県(政令市)
市町村道		市町村の区域内に存する道路 【道路法第8条】	市町村	市町村

※高速道路機構及び高速道路株式会社が事業主体となる高速自動車国道については、料金収入により建設・管理等がなされる

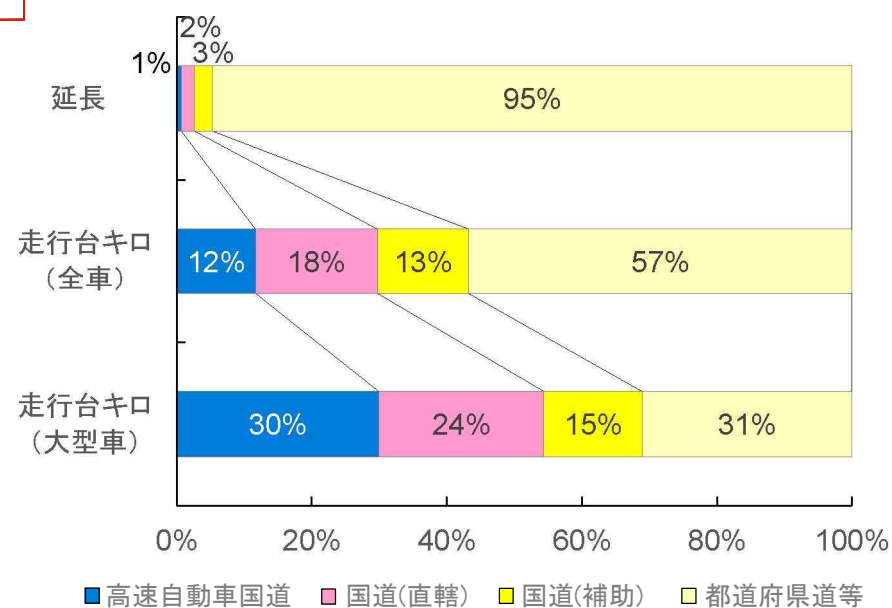
※高速自動車国道の()書きについては新直轄方式により整備する区間

※補助国道、都道府県道、主要地方道及び市町村道について、国は必要がある場合に道路管理者に補助することができる

2.道路別 延長及び物流等のシェア



【道路別 延長及び物流等のシェア】



※高速自動車国道については、令和4年4月時点。その他は令和2年3月末時点。
 ※走行台キロは、「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査」「自動車燃料消費量統計年報 平成27年度分」による。

3.高規格幹線道路の体系

【体系】

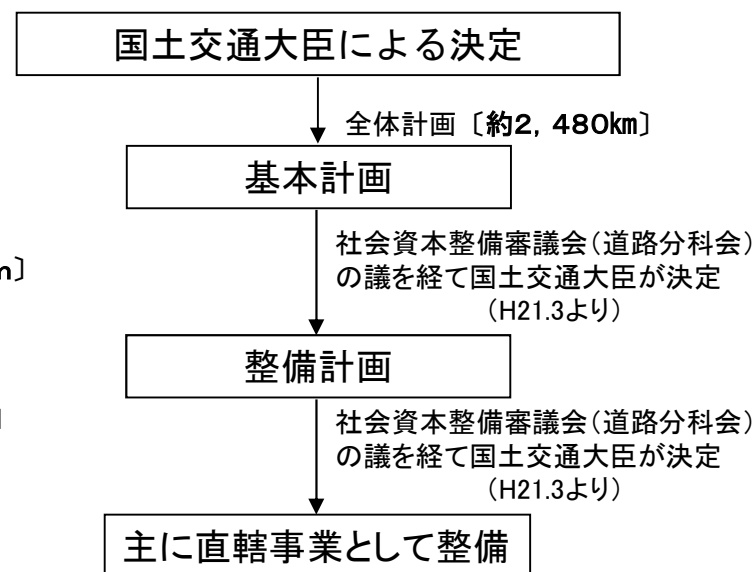
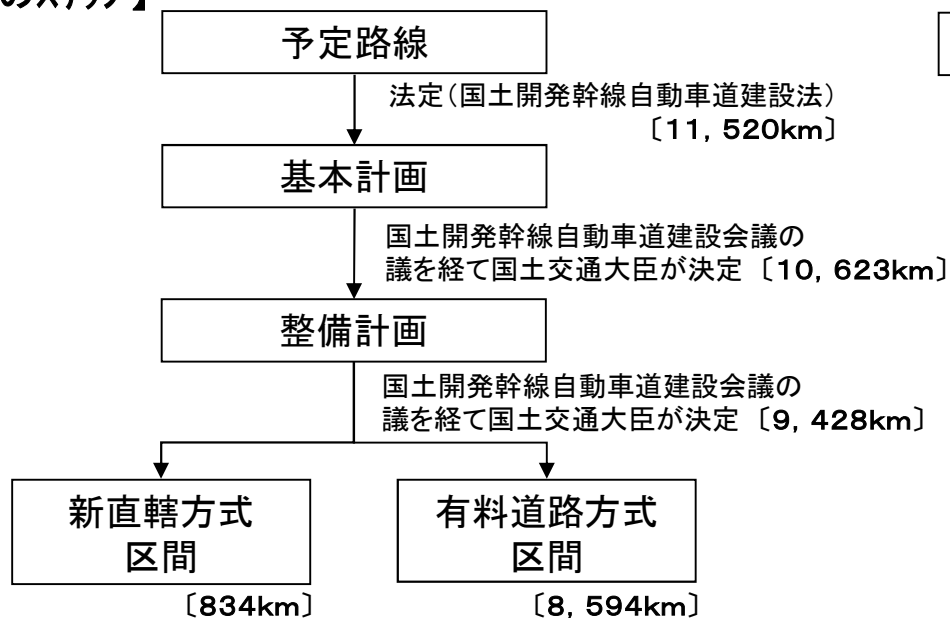
高規格幹線道路（全体構想：約14,000km）

・「四全総」（昭和62年6月30日閣議決定）及び「21世紀の国土のグランドデザイン」（平成10年3月31日閣議決定）で国土の骨格となる基幹的な高速陸上交通網を形成するものとして構想

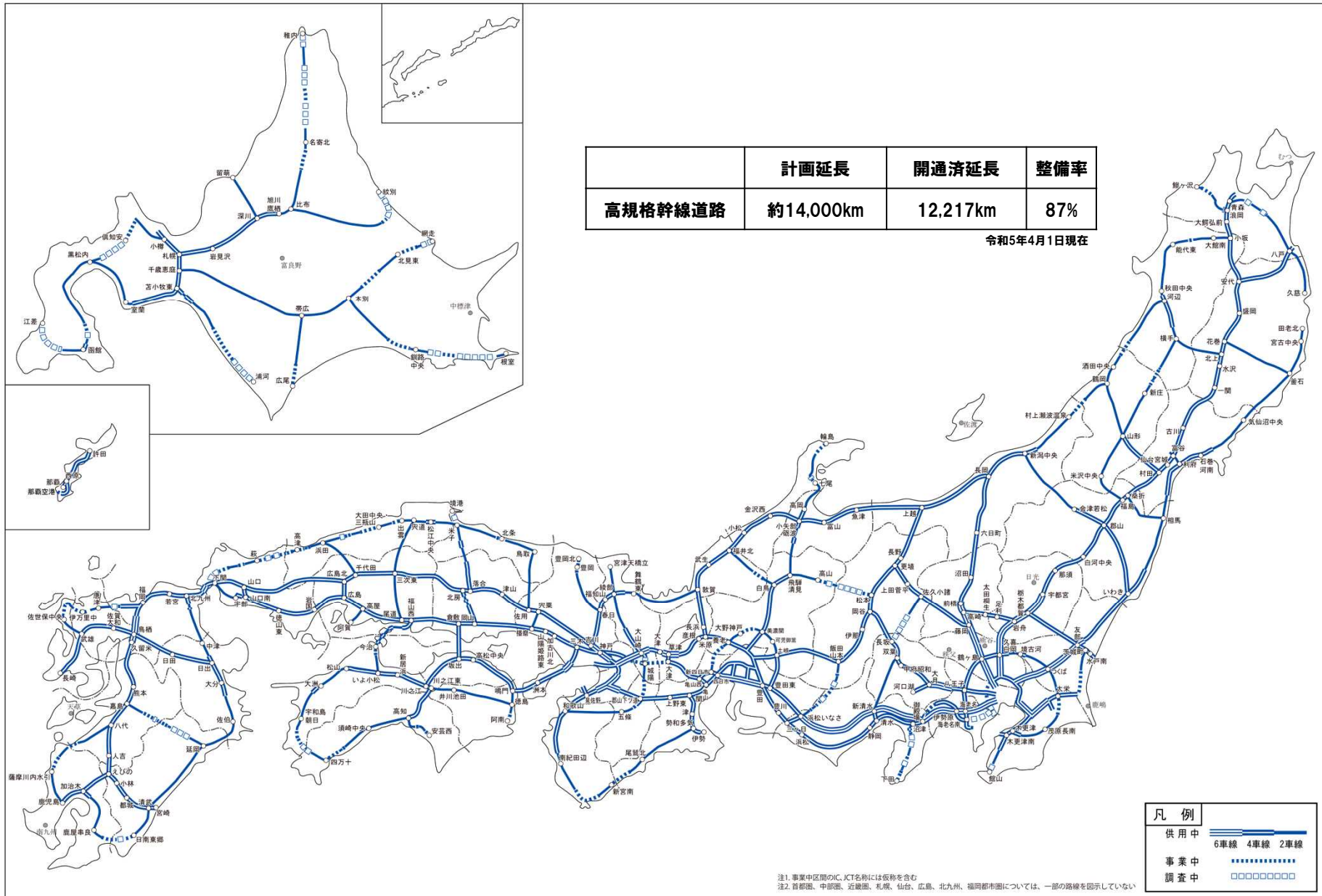
高速自動車国道
（全体計画：11,520km）

一般国道自動車専用道路
（全体計画：約2,480km）

【計画のステップ】



4.高規格幹線道路等の整備状況



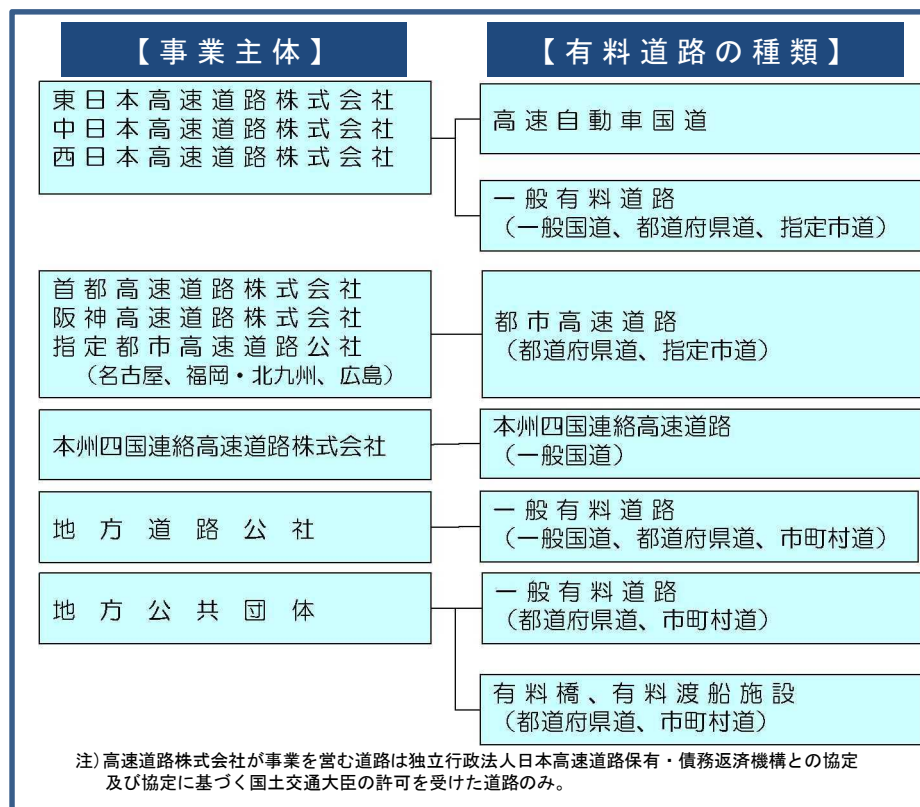
5. 有料道路とは

○有料道路制度

○財源不足を補う方法として借入金を用い、完成した道路から通行料金を徴収してその返済に充てるという方式

○有料道路とは

【道路法の対象となる有料道路の種類と事業主体】



6.道路整備事業に係る国の負担・補助

道路の種類		道路管理者	費用負担	国の負担・補助の割合	
				新設・改築	維持・修繕
高速自動車 国道	有料道路 方式	国土交通大臣 【高速自動車国道法 § 6】	高速道路 会社	会社の借入金で新設・改築・修繕等を行い、料金収入で上記に係る債務及び管理費を賄う 【道路整備特別措置法 § 3等】	
	新直轄 方式		国 都道府県 (政令市)	3/4 負担 【高速自動車国道法 § 20①】	10/10 負担 【高速自動車国道法 § 20①】
一般国道	直轄国道	<新設又は改築> 国土交通大臣 【道路法 § 12】 <維持、修繕、 その他の管理> 指定区間: 国土交通大臣 その他: 都府県(政令市) 【道路法 § 13】	国 都道府県 (政令市)	2/3 負担 【道路法 § 50①】	10/10 負担 【道路法 § 49】
	補助国道		国 都府県 (政令市)	1/2 負担 【道路法 § 50①】	維持: — 【道路法 § 49】 修繕: 1/2以内 補助 【道路法 § 56】
都道府県道		都道府県(政令市) 【道路法 § 15】	都道府県 (政令市)	1/2以内 補助 【道路法 § 56】	維持: — 【道路法 § 49】 修繕: 1/2又は1/2~7/10補助 【修繕法 § 1】
市町村道		市町村 【道路法 § 16】	市町村	1/2以内 補助 【道路法 § 56】	維持: — 【道路法 § 49】 修繕: 1/2又は1/2~7/10補助 【修繕法 § 1】